

豊橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する  
サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱（令和2年6月12日厚生労働省発老0612第1号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）に基づく補助金を財源とする本市の補助金に関し、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）及び豊橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、予算の範囲内において、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等（実施要綱に定めるものに限る。）の全部又は一部を補助することにより、必要な介護サービスの継続に資することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、豊橋市内に介護サービス事業所又は介護施設等を設置する者であって、市長が適当と認めるもの（以下「補助事業者」という。）が実施する介護サービスの継続に資する事業（実施要綱に定めるものに限る。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、国要綱及び実施要綱に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が別に定める額とする。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、豊橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金申請書（様式第1）によるものとし、市長が指定する期日までに提出しなければならない

ない。

(交付決定通知)

第7条 規則第5条第2項の規定による補助金交付決定の通知は、豊橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2。以下「決定通知書」という。)によるものとする。

(交付の条件)

第8条 前条の規定による交付決定には、規則第6条の規定により、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、書面により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) その他市長が必要と認めて交付決定に付した条件に反しないこと。

(11) 前各号に違反した場合は、市長の指示に基づきこの補助金の全部又は一部を変更すること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、補助事業者が第7条の決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内に書面により行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、規則第8条第1項各号のいずれかに該当する場合（軽微な変更として市長が認めた場合を除く。）は、速やかに豊橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金事業計画変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第8条第4項の規定による補助金の変更決定の通知は、豊橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金変更決定通知書（様式第4）によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第10条第1項の規定による補助事業の実績報告は、豊橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金実績報告書（様式第5）及び市長が別に定める書類により行うものとし、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第12条 規則第11条の規定による補助金の額の確定通知は、豊橋市新型コロナウイルス

ス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金確定通知書（様式第6）によるものとする。

（概算払）

第13条 市長は、補助事業の出来高が補助金額を上回る場合、補助事業の完了前に補助金が交付された場合又は完了前に補助金の全部若しくは一部を交付しなければ補助事業を実施できない場合は、規則第13条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（補助金の交付請求）

第14条 補助事業者は、第12条による通知を受けたときは、豊橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付請求書（様式第7）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を補助業者に求めることができる。

(1) この要綱に従って補助事業が行われなかったとき。

(2) 補助事業の内容が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。